

発議第 16 号

北朝鮮による核並びに弾道ミサイルの開発に抗議する決議について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

## 北朝鮮による核並びに弾道ミサイルの開発に抗議する決議

九月三日、北朝鮮は、我が国を含む周辺諸国や米国への恫喝と核兵器のさらなる性能向上と小型化に向け、六回目となる核実験を強行した。その破壊力は160キロトンを超えるとの分析も行われており、太平洋上での水爆実験すら示唆している。また、八月二十九日と九月一五日には中距離弾道ミサイルの発射実験を行い、日本上空を通過し襟裳岬東方1,180から2,000キロメートルの地点に着弾させている。一連の実験は単に恫喝に留まらず、近い将来における大陸間弾道ミサイルの完成をも推測させるものとなっている。これらは、東アジア地域のみならず地球的規模の新たな脅威であり、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全に対する明らかな挑発行為である。

これらの核実験や相次ぐ弾道ミサイルの発射は、これまでの国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものである。そもそも我が国には北朝鮮国家を転覆抹殺すべきといった考えはなく、かかる行為を断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、最も強い表現で非難するものである。

流山市議会は流山市民を代表して、北朝鮮に対し今回の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、直ちに核兵器と弾道ミサイルの開発を中止し、直ちに無条件で交渉のテーブルに着くよう強く求める。

国際社会は、新たに採択された国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を目指すべきである。国においては、国連加盟国に対し、国連安保理決議に基づく制裁措置の完全なる履行を実現するよう働き掛けを強化しつつ、各国との連携を強化すべきである。

さらに、国は、核・ミサイル問題のみならず、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である拉致問題をも含め、北朝鮮情勢に関する情報を収集・分析の上、国民に対して的確な情報提供を行うべきである。そして、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、総力を挙げた努力を傾注することを強く求める。

以上、ここに決議する。

平成29年10月2日

千葉県流山市議会

発議第 17 号

別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書  
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定  
により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 加藤 啓子

賛成者

流山市議会議員 中村 彰男

〃 中川 弘

〃 海老原 功一

〃 根本 守

## 別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書

我が国では、厚生労働省の人口動態統計によれば平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子供がいる夫婦である。

夫婦の離婚に際して、現在の法制度のもとにおいては、未成年の子供がいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を決める単独親権制度を採用しており、親権は監護の継続性を重視し、現にどちらの親が監護をしているかが基準となっている。

このことから、離婚に伴う子供の親権や監護の権利を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に断たれる事例が多発している。

よって、国においては、夫婦の離婚又は別居後においても、特別な事情がない限り、子供と両親が定期的に交流できる環境及び両親が協力して子供の養育に関わることのできる環境を実現するため、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

衆議院議長	様		
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
法務大臣	上川	陽子	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様

千葉県流山市議会

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定  
により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 加藤 啓子

〃 中村 彰男

〃 中川 弘

〃 根本 守

## ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

よって、政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等具体的な依存症対策を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

衆議院議長 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

千葉県流山市議会

発議第 19 号

国で全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 加藤 啓子

〃 中村 彰男

〃 中川 弘

〃 根本 守

## 国で全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

安心して子育てができる環境づくりが求められている中、子育て世帯の経済的負担の軽減等を目的として、現在全ての都道府県において、市町村が実施する子ども医療費助成事業に対する助成をおのおの実施しているところである。

本市では、県の助成に独自財源を加え所得制限を設けず平成22年12月に入院及び通院の医療費助成の対象年齢を小学校就学前から小学校3年生までに、平成25年12月には小学校6年生までに、更に平成26年12月には中学生までに引き上げ、さらに平成24年12月には、入院の対象を中学校3年生まで引き上げてきたところである。自治体間において対象年齢、自己負担金、及び所得制限等で格差が生じている。

また、都道府県間においても、対象年齢や給付方法等制度内容が異なっており格差が生じている。

少子化や子どもの貧困化が深刻化する中で、居住地に関係なく、誰もが等しく安心して子どもを生み育てることができる環境を時代に合わせて整備していくべきである。子どもへの医療費助成についても、国の主導のもとに、全国で統一した制度を構築し、国、県、市町村が一体となって取り組んでいく必要がある。

よって、本議会は、国の責任において、全ての子どもを対象とする全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

衆議院議長 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
内閣官房長官 菅 義偉 様

千葉県流山市議会

発議第 20 号

米朝の軍事的衝突を回避するためにあらゆる努力を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

## 米朝の軍事的衝突を回避するためにあらゆる努力を求める意見書

北朝鮮の核兵器・ミサイル開発をめぐる米国と北朝鮮の間の緊張が、軍事衝突の危険性をはらむ新たな事態へと深刻化している。

米朝両国が、直接相手の意図を確かめるすべのないまま、軍事的恫喝の応酬をエスカレートさせることは、大変に危険である。それは、当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算による軍事衝突につながりかねないことを、強く憂慮している。

両国政府はもちろんのこと、関係各国が、世界と地域の平和と安定を破壊し、おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避するためのあらゆる努力が求められている。

そこで、日本政府に対し、以下のことを強く求める。

### 記

- 1 現在の危機が引き起こされた根本は、北朝鮮が、累次の国連安保理決議に違反して、核兵器・ミサイル開発を進めてきたことにある。北朝鮮には、国連安保理決議を遵守させるとともに、これ以上の軍事的な挑発行為、とりわけ「グアム島周辺への包囲射撃」の計画を中止することを重ねて強く求めること。
- 2 日本は、米朝間で何らかの軍事衝突が起こった場合に、最大の被害を受ける国の一つとなる。軍事的対応の強化一辺倒ではなく、米朝の直接対話を実現し、核・ミサイル問題を含め平和的・外交的に解決するための努力をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
外務大臣 河野 太郎 様  
防衛大臣 小野寺 五典 様  
内閣官房長官 菅 義偉 様

千葉県流山市議会

発議第 21 号

テロ等準備罪（共謀罪）を新設した改正組織犯罪処罰法の成立に抗議し、廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

6

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

6

テロ等準備罪（共謀罪）を新設した改正組織犯罪処罰法の成立に抗議し、廃止を求める意見書

第193回通常国会で成立した改正組織犯罪処罰法には、犯罪を計画したときに処罰する、いわゆる「共謀罪」の要素を含み、国民の強い反対で過去三度も廃案となった共謀罪法案と変わらないという強い疑念がある。

この法律は、実行準備行為の定義が具体性を欠き、一般の人が対象になるかならないかあいまいである。何よりも、内心の自由を保障する憲法に違反する疑いがある。また、既遂の処罰を原則とする刑事法体系の原則をも大きく変えるものであり、監視社会を招くという強い不安がある。

それにもかかわらず、審議が不十分なまま、参議院で委員会採決を経ることなく本会議での採決に踏み切るなど、成立に至る過程にも大きな問題があった。

よって、こうしたことに抗議するとともに、国会及び政府においては、この法律の危険性を再検討し、一刻も早く廃止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 上川 陽子 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

千葉県流山市議会

発議第 22 号

自己破産を増加させている銀行カードローンの規制強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

自己破産を増加させている銀行カードローンの規制強化を求める意見書

金融庁「貸金業利用者に関する調査・研究」によれば、カードローンを利用する理由は、「生活費不足」38.1%、「冠婚葬祭費」6.5%、「医療費」5.6%、「住宅ローンの支払い」4.1%となっており、生活の厳しさを背景にしていることが多い。そのもとで、銀行カードローンは2012年3兆4千億円だった貸付残高は、4年間で5兆4千億円にも膨れ上がり、自己破産をうみだす要因の一つにもなっている。

そもそも銀行カードローンは、銀行が発行する専用カードを使い、現金自動預払機(ATM)などで現金を借りられる消費者金融の一種で、各銀行が定める利用限度額(500万円から800万円程度)まで無担保で借りられる一方、金利は14%台とサラ金並みに高くなっている。

さらに、サラ金等による多重債務が社会問題となって貸金業法が改正され、年収の3分の1を超す貸付を原則禁止する「総量規制」が2010年から施行されたが、銀行は対象外とされ、いまやサラ金で総量規制の上限額に達した人を銀行に紹介し、借金をさせる仕組みまである。

今、各銀行では、50万円以上の借入利用者に年収証明書の提出を求めたり、消費者金融の貸付額と自行の貸付額の合計を総量規制内に抑えることなどを始めているが、企業向け貸し出し金利や住宅ローン金利が低くなる中、金利を14%台に設定できる銀行カードローンには銀行の優位性を指摘する声が多い。

そこで、自己破産の増加を食い止めるために、銀行カードローンについても総量規制の対象とするなど法改正も視野に入れた、規制強化策を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長	様			
参議院議長	伊達	忠一	様	
内閣総理大臣	安倍	晋三	様	
財務大臣	麻生	太郎	様	
法務大臣	上川	陽子	様	
経済産業大臣	世耕	弘成	様	

千葉県流山市議会

発議第 23 号

生産現場に立脚した農業振興を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定  
により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

## 生産現場に立脚した農業振興を求める意見書

日本の農業は、温暖で雨が多い自然のもと、勤勉な国民性、優れた技術とその蓄積で新鮮で、安全安心な農産物を国民に常に供給してきた歴史を有する。一方で、農林水産省は、2016年度の食料自給率がカロリーベースで37.58%になったと発表した。前年度を下回ったのは6年ぶりで、1993年に次ぐ史上2番目の低さとなった。これは、2015年に改定された政府の食料・農業・農村基本計画で2025年度にカロリーベース45%とする目標達成が遠のいたことを意味する。

そこで、政府の掲げる目標の達成はもちろんのこと、世界的な食糧危機が差し迫っているもとの、日本人が口にする農産物は日本の国土から提供できるように以下のことを要望する。

### 記

- 1 食料自給率向上を農業政策における重要な柱に位置付けること。
- 2 都市農業を支える小規模家族農家も含めすべての農業者が安心して再生産できる環境を整えること。
- 3 農業政策の立案については、生産現場に立脚した農業振興に関する政策を練り上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

農林水産大臣 齋藤 健 様

千葉県流山市議会

発議第 24 号

オスプレイの国内飛行訓練等の自粛を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定  
により提出します。

平成29年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 小田 桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

## オスプレイの国内飛行訓練等の自粛を求める意見書

在沖縄米海兵隊・米軍普天間飛行場に所属する輸送機MV22オスプレイは、8月上旬、豪州で墜落した事故を起こした。昨年12月沖縄県内での事故に続くもので、事故の科学的解明が急がれている。

小野寺防衛大臣は、今後全国的に飛行が展開されることから、事故原因等の情報開示とともに、国内での飛行の自粛要請を行った。北海道知事も道内における日米共同訓練でオスプレイの飛行を自粛するよう防衛省に要請した。また8月7日、千葉県総合企画部長が北関東防衛局企画部長に対し口頭により、「防衛省から米軍に対し、木更津市で実施されている定期機体整備に伴う飛行も含めた自粛の徹底要請」、「防衛省から県及び木更津市に対する、事故の詳細、事故原因究明、再発防止策についての速やかな情報提供」の2点を要請している。

にもかかわらず、8月18日には日米共同訓練に初めて参加し、自衛隊員がMV22オスプレイに乗り込み演習場の上空を移動する訓練が強行された。しかも、訓練期間全体で最大6機のオスプレイが参加し、沖縄県以外では初めてとなる夜間訓練も実施されるという。

日本政府の意向を無視した訓練はもちろんのこと、政府に十分な情報がないまま訓練が行われているとすれば、日本における主権の有無やシビリアンコントロール（文民統制）の在り方、在日米軍による治外法権だけではなく、安全保障という根本的課題をも揺るがしかねない。

そこで、国会及び政府に対し、独立した主権国家として、十分な情報開示や事故における原因究明がされるまでの間は少なくともMV22オスプレイの飛行訓練等を自粛させるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
防衛大臣 小野寺 五典 様

千葉県流山市議会